

(証券コード3501)  
平成29年8月30日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場三丁目11番20号  
**住 江 織 物 株 式 会 社**  
取締役会長兼社長 吉 川 一 三

## 第128回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第128回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第128期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第128期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）  
計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、配当金は1株につき3円50銭と決定いたしました。
- 第2号議案** 株式併合の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第3号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。  
変更の内容は、後記の「変更の内容」に記載のとおりであります。

**第4号議案** 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり吉川一三、谷原義明、飯田 均、三村善英、沢井克之、清水春生の6氏が再選され、また、新たに永田鉄平、横田隆司の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、清水春生および横田隆司の両氏は、社外取締役であります。

**第5号議案** 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり小瀧邦彦氏が選任され、就任いたしました。

**第6号議案** 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり松山 孝、秋山 洋の両氏が選任されました。

なお、秋山 洋氏は、補欠の社外監査役であります。

以 上

変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>3億株</u>とする。</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第26条～第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>3千万株</u>とする。</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>第26条 (社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>第32条 (社外監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>本定款第6条および第8条の変更は、平成29年12月1日をもって効力を生じたものとする。なお、本附則は効力発生日をもって、これを削除するものとする。</u></p>



\*このレポートには、再生紙を使用しています。  
インキは環境負荷の小さな植物油インキを使用しています。